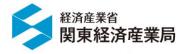


再生可能エネルギーの固定価格買取制度



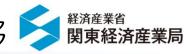
平成24年5月 関東経済産業局 エネルギー対策課



1. これまでの導入促進策

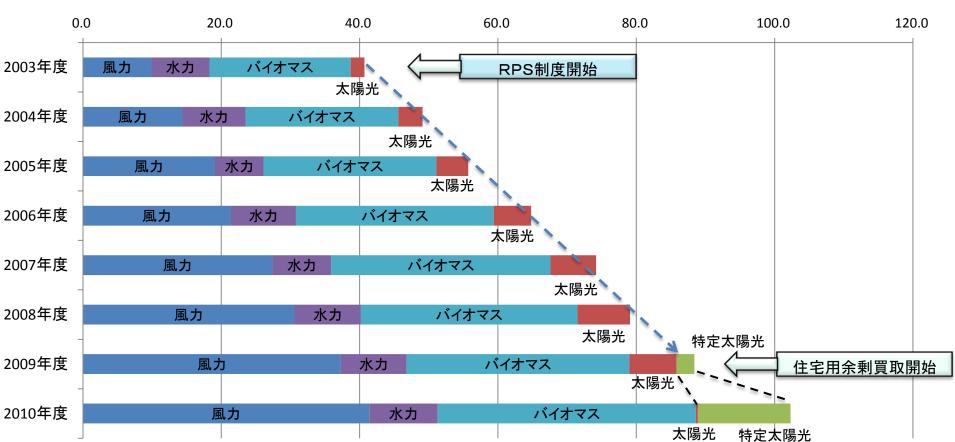


RPS法による再生可能エネルギー電力供給量の推移



- ・RPS制度導入(2003年)後、再生可能エネルギーによる電力供給量は倍増。
- ・さらに、余剰電力買取制度導入(2009年)後、住宅用太陽光の導入量は大幅に拡大。

新エネルギー等発電設備からの供給総量の経年変化(億kWh)



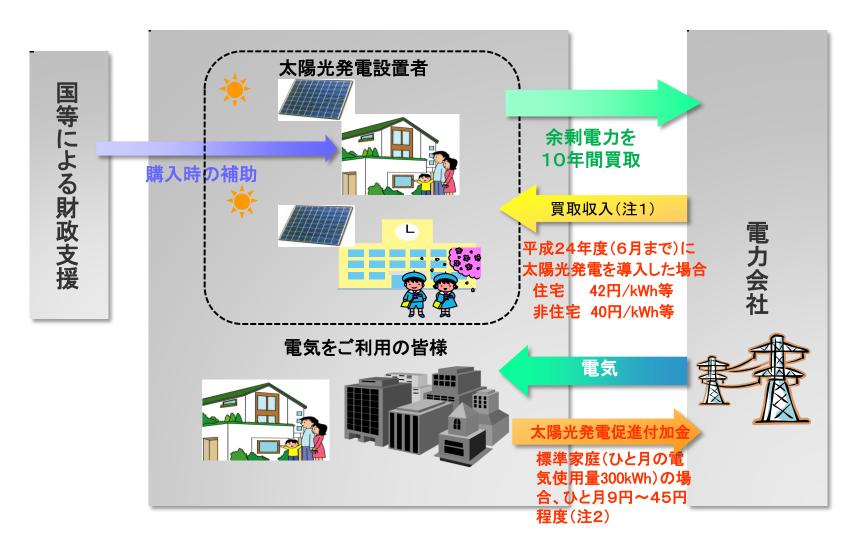
※本データはRPS法の認定を受けた設備からの電力供給量を示したもの。RPS法施行前の電力量、RPS法の認定を受けていない設備から発電された電力量、及びRP S法の認定を受けた設備から発電され、自家消費された電力量は本データには含まれない。

※平成21年11月より余剰電力買取制度の対象となる太陽光発電設備は特定太陽光として算出。

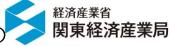
太陽光発電の余剰電力買取制度

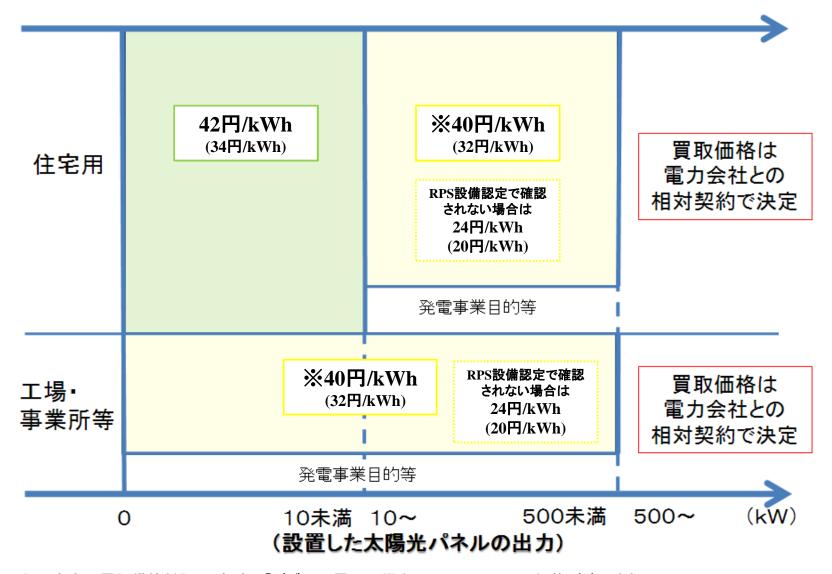


2009年11月より実施。

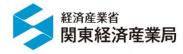


(注1)非住宅用等40円/kWhは、平成23年度以降に新たに導入されたこと等が国の設備認定(RPS認定)等により確認された場合に限る。 (注2)平成24年度の場合。太陽光発電促進付加金の単価は年度ごと、電力会社ごとに設定される。





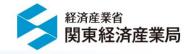
- (注) 自家発電設備等併設(いわゆる「ダブル発電」)の場合はかっこ内の買取価格が適用される。
- ※ 国から新エネ導入補助金を受給していないこと及び平成23年4月から平成24年6月までに当該太陽光発電設備が 新たに設置されたことが確認された場合に適用。(RPS設備認定で確認。)

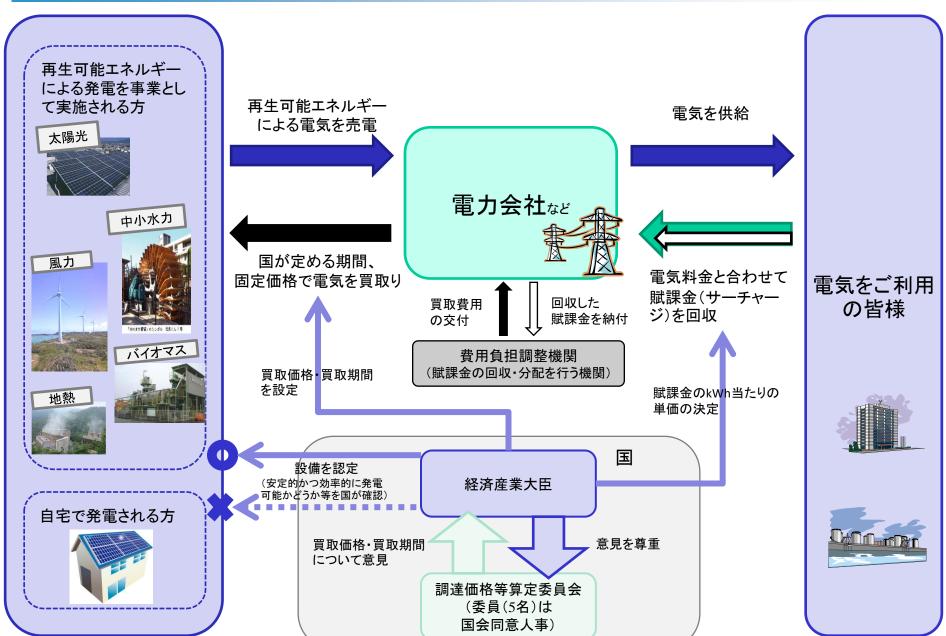


2. 固定価格買取制度の概要



再生可能エネルギー特措法(7月1日施行)の概要





7

「太陽光発電の余剰電力買取制度」との違い



太陽光発電の余剰電力買取制度

対象は余剰電力

<住宅の場合の余剰電力のイメージ>







太陽光で発電した電気

家で消費した電気

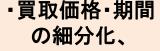
買取価格•買取期間

国の審議会を踏まえ一般からの意見公募を経て決定



住宅用

42円/kWh 10年間



買取対象拡大

•第三者委員会

•費用負担(単価) の全国一律化



40円/kWh 10年間

※価格は平成23年度の場合

非住宅用

費用負担



雷力会社



雷気をご利用の皆様

付加金の回収は電力会社ごとに行います

再生可能エネルギーの固定価格買取制度

対象は発電量全量









再生可能エネルギーで発電した電気

【10kW未満の太陽光発電は引き続き余剰電力】









太陽光で発電した電気

家で消費した雷気

買取価格-買取期間

関係大臣に協議の上、第三者委員会の意見に基づき、エネル ギー源別、設置形態、規模ごとに買取価格・期間を定め、

一般からの意見公募を経て決定します







費用負担



調整機関







雷力会社

電気をご利用の皆様

賦課金が全国均一になるよう調整を行います

買取対象となる再生可能エネルギーについて



事業者

家庭等



- 太陽光、風力、中小水力(3万kW未満)、 地熱、バイオマス(紙パルプ等の既存の用途に 影響がないもの) **の**5種類。
- 認定設備を用いて、新たに発電を始められる方。



買取対象は発電量のうち 系統に送電された電気の量



出典:資源エネルギー庁『日本のエネルギー2007』 新エネルギー財団『第11回新エネ大賞』等

10kW未満の太陽光

「水のまち都留」のシンボル 元気くん 1号



- 10kW未満の太陽光発電
- 認定した設備を用いて発電される方



買取対象は余剰電力が前提

- 現状の配線を変更する必要がなく、そのまま利用可能です。
- 節電するほど売電量が増えるので売電収入もアップします。

設備認定について



法律上の規定

- 調達期間(買取期間)にわたり、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。
- その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。



省令で定める設備認定基準を検討中

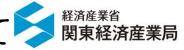
その他の規定

- 発電の変更を行う場合には、変更認定を受けることが必要(経済産業省令で定める軽微な変更の場合は届出で可)。
- 経済産業大臣は認定発電設備が認定要件を満たさなくなった場合には認定を取り消すことができる。

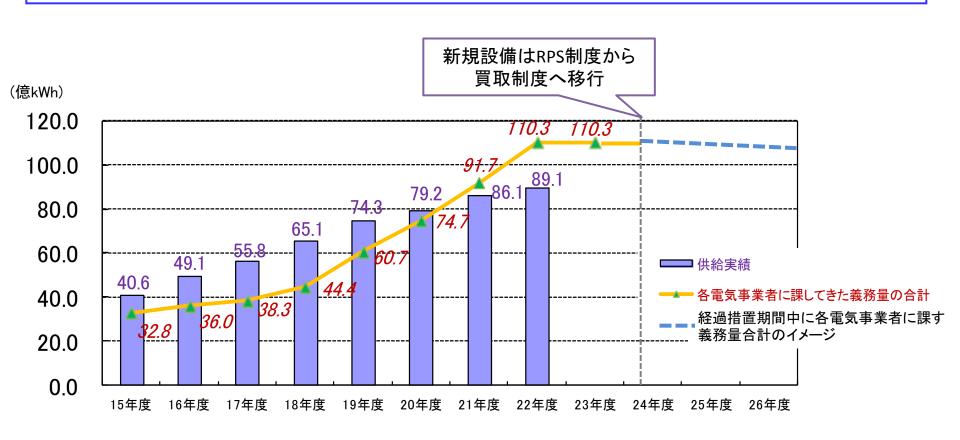
認定手続

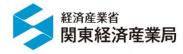
- 設備認定申請書、必要な添付書類等の提出先は地方経済産業局とする(※)。
 - ※ 件数が多く見込まれる住宅用太陽光発電については、設備認定支援システムを構築し、手続を簡素化

既設の再生可能エネルギー発電設備の取扱いについて



- 事業用の再生可能エネルギー発電設備については、既に、2003年に導入された、電力会社などに対し一定量の再生可能エネルギーの調達を義務付けるRPS制度の対象となっています。RPS制度は、これまでの我が国の再生可能エネルギーの拡大に大きく貢献してきました。
- 新たな再生可能エネルギーの買取制度は、これから設置される設備が対象です。約1400件ある既設の発電設備については、引き続き、RPS法の下、同様の環境で事業を行うことができます。

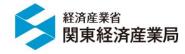




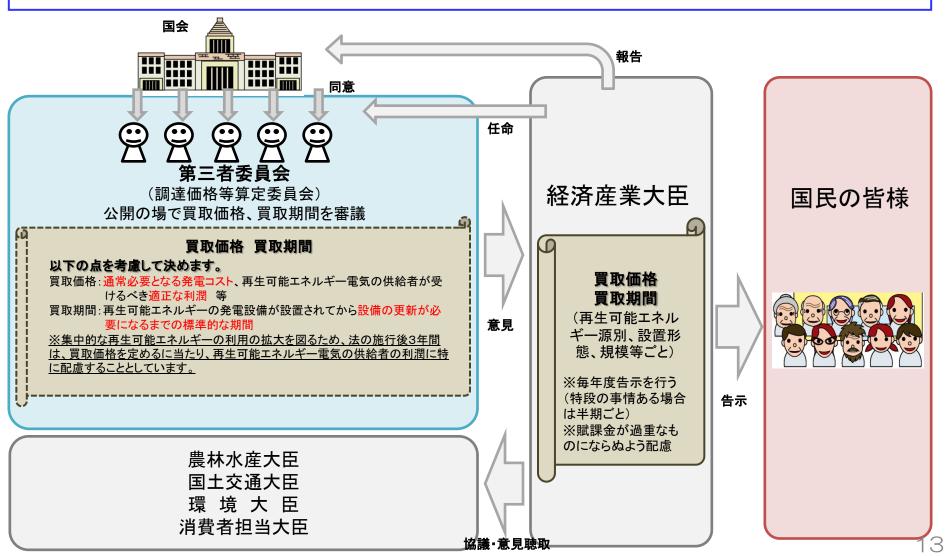
3. 買取価格・買取期間



買取価格と買取期間の定め方



- 〇再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模に応じて、関係大臣(農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣)に協議した上で、中立的な第三者委員会(委員は国会の同意を得た上で任命)の意見に基づき経済産業大臣が告示します。
- 〇集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー 電気の供給者の利潤に特に配慮することとしています。



調達価格等算定委員会の開催状況



調達価格等算定委員会:

特措法第31条に基づき設置される委員会。委員は5名で両議院の同意が必要とされている。

<調達価格等算定委員会委員>

◎植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科教授

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

山地 憲治 公益財団法人地球環境産業技術研究機構(RITE)理事·研究所長

日本環境学会会長 和田武

第1回 平成24年3月6日(火)12:30~14:30

- ・運営規程及び会議の公開について
- 再生可能エネルギー特措法の概要と調達価格等 算定委員会の検討事項
- ・欧州の固定価格買取制度について
- 我が国における再生可能エネルギーの現状

第2回 平成24年3月15日(木)7:00~9:00

- ・コスト等検証委員会の報告書の紹介
- 買取価格・買取期間に関する論点

第3回 平成24年3月19日(月)13:00~15:30

・ヒアリング(1)

(社)太陽光発電協会 日本地熱開発企業協議会 ソフトバンク(株) 日本商工会議所

(社)日本風力発電協会(社)日本経済団体連合会

日本小形風力発電協会

第4回 平成24年4月3日(火)13:00~16:00

・ヒアリング②

公営電気事業経営者会議 バイオがス事業推進協議会 全国小水力利用推進協議会 みずほ情報総研 グリーンサーマル(株) 日本製紙連合会 東京23区清掃一部事務組合 日本繊維板工業会 水ing(株) 電気事業連合会

第5回 平成24年4月11日(水)10:00~12:00

- ・ヒアリングの結果について
- ・住宅用太陽光発電の買取方法について

第6回 平成24年4月25日(水)10:00~12:00

- これまでの議論の整理
- とりまとめに向けた議論

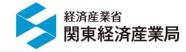
第7回 平成24年4月27日(金)13:00~15:00

とりまとめに向けた議論

【調達価格等算定委員会】

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000015.html 14

調達区分・調達価格・調達期間についての委員会案



	電源		太阳	易光	風	カ	地勢	熟		中小水力	
買取区分		区分	10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未 満	1.5万kW 以上	1.5万 k W未満	1,000kW以上 30,000kW未 満	200kW 以上 1,000kW未満	200kW未 満
費		建設費	32.5万円/kW	46.6万円/kW	30万円/kW	125万円 /kW	79万円/kW	123万円 /kW	85万円/kW	80万円/kW	100万円/kW
費用		巨転維持費 1年当たり)	10千円/kW	4.7千円/kW	6.0千円/kW	_	33千円/kW	48千円 /kW	9.5千円/kW	69千円/kW	75千円/kW
	IRR		税前6%	税前3.2% (* 1)	税前8%	税前1.8%	税前13%	(*2)	税前7%	税前	7%
買: 価: 1k\	格	税込 (*3)	<u>42.00</u> 円	<u>42</u> 円 (*1)	<u>23.10</u> 円	<u>57.75</u> ⊞	<u>27.30</u> 円	42.00 H	<u>25.20</u> 円	<u>30.45</u> 円	<u>35.70</u> 円
当た	きり	税抜	40円	42円	22円	55円	26円	40円	24円	29円	34円
	買取期間		20年	10年	20年	20年	15年	15年		20年	

(*1)住宅用太陽光発電について

10kW未満の太陽光発電については、一見、10kW以上の価格と同一のように見えるが、家庭用については kW当たり3.5万円(平成24年度)の補助金の効果を勘案すると、実質、48円に相当する。 なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜き価格と税込み価格が同じとなっている。

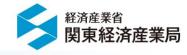
(*2) 地熱発電の I R R について

地表調査、調査井の掘削など地点開発に一件当たり46億円程度かかること、事業化に結びつく成功率が低いこと(7%程度)等に鑑み、IRRは13%と他の電源より高い設定を行っている。

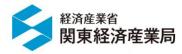
(*3)消費税の取扱いについて

消費税については、将来的な消費税の税率変更の可能性も想定し、外税方式とすることとした。ただし、一般消費者向けが太宗となる太陽光発電の余剰買取の買取区分については、従来どおりとした。

調達区分・調達価格・調達期間についての委員会案



電源						バイオマス			
買取区分		ガス化(下水汚泥)	ガス化 (家畜糞 尿)	固形燃料燃焼(未利 用木材)	固形燃料燃焼(一 般木材)	固形燃料燃 焼(一般廃棄 物)	固形燃料燃 焼(下水汚 泥)	固形燃料燃焼 (リサイクル木 材)	
書	建設費		392万日	円/kW	41万円/kW	41万円/kW	31万月	9/kW	35万円/kW
費用	運転維持費 (1年当たり)		184千月	∃/kW	27千円/kW	27千円/kW	22千円/kW		27千円/kW
	IRR		税前	1%	税前8%	税前4%	税前4%		税前4%
	双価格	区分	【メタン発酵ガス(バイオマス】		【未利用木材】	【一般木材 (含 パーム椰子殻) 】	【廃棄物系 バイオ	(木質以外) マス】	【リサイクル 木材】
1kW	/h当た り	税込	<u>40.9</u>	<u>5</u> 円	<u>33,60</u> 円	<u>25.20</u> 円	<u>17.8</u>	<u>35</u> 円	<u>13,65</u> 円
		税抜	39	円	32円	24円	17	円	13円
	買取期間					20年			



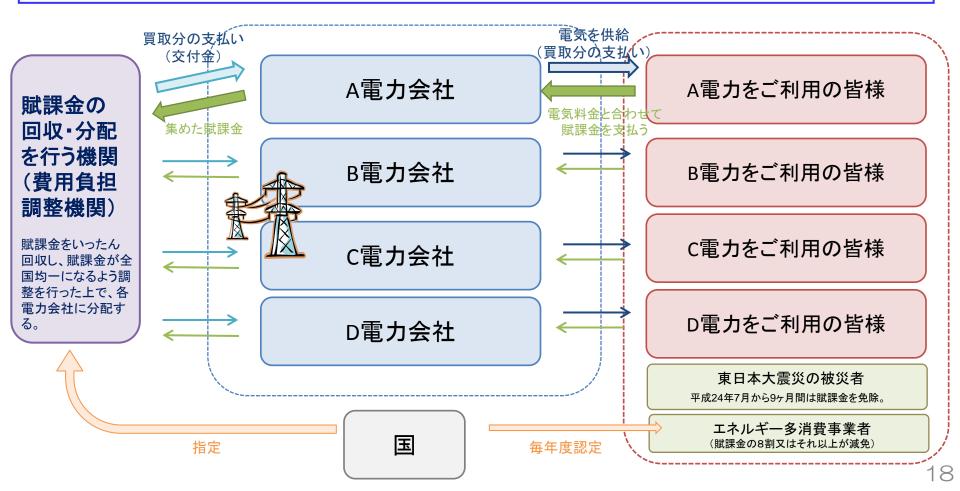
4. 賦課金の回収・分配



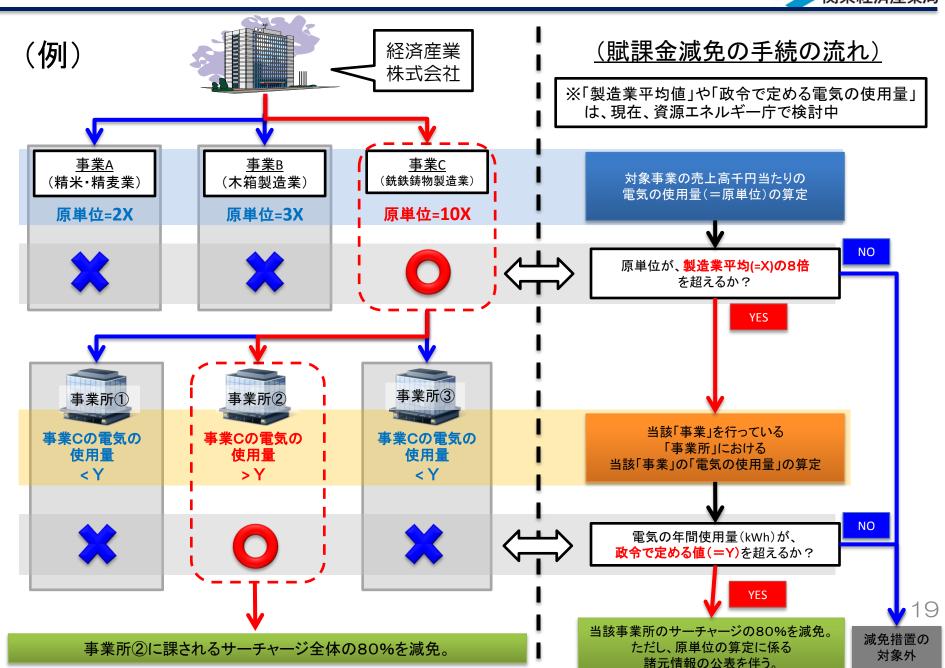
賦課金の回収・分配について



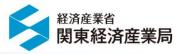
- ご負担いただく金額の基礎となる賦課金単価は、全国一律とします。賦課金単価は、前年度実績を基に、国が 定めます。ただし、極めて大量のエネルギーを消費される事業者の方(次ページ参照)及び東日本大震災の被 災者の方については、賦課金が減免されます。
- 再生可能エネルギーの導入速度は地域間でばらつきがでる可能性があるため、その負担を調整するための機関を新たに設置します。電力会社が集めた賦課金は、この費用調整負担機関がいったん回収し、その上で、実際の買取費用に応じて、同機関から交付金というかたちで、各電力会社に渡す仕組みとしています。







賦課金の電力多消費減免について



法律上の規定

- 売上高1,000円当たりの電気の使用量(原単位)が、
 - ・製造業の場合 = 製造業平均原単位の8倍を超える事業であること
 - ・非製造業の場合 = 非製造業平均原単位の政令で定める倍数を超える事業であること
- 原単位基準を超えた事業を行う事業所の当該事業に係る年間の電気使用量が政令で定める量を超えること

上記を満たすかどうか、<u>事業者からの申請に基づき</u>経済産業大臣が毎年度、年度の開始前に該当する 事業所を認定する(認定を受けた事業所はその年度の賦課金が8割程度減免される)。



政令で定める基準は現在検討中

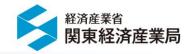
その他の規定

- 認定を受けた事業所については、事業者の氏名・住所、事業所の名称・所在地、認定に係る事業の売 上高・電気の使用量等が公表される。
- 経済産業大臣は、認定を受けた者が偽りその他不正の手段により認定を受けた場合、認定要件を欠く に至ったと認める場合には認定を取消し、当該事業者はその後5年間認定を受けることができない。

認定手続

■ 減免認定申請書、必要な添付書類の提出先は、申請を行おうとする事業者が所在する地域の地方経済 産業局とする。

平成24年度再生可能エネルギー・省エネルギーセミナー



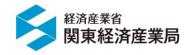
関東経済産業局では、再生可能エネルギー固定価格買取制度や国内クレジット制度、国内クレジットを活用したカーボンオフセット事例、CO2排出削減による助成金制度等を主な内容とするセミナーを以下のとおり開催いたします。

主なプログラム

- 1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(関東経済産業局)
- 2. 国内クレジット制度(関東経済産業局)
- 3. 国内クレジットを活用したカーボンオフセットの事例(環境経済株式会社)
- 4. CO2排出削減による助成金制度(一般社団法人低炭素投資促進機構)
- 5. 夏期の電力需給対策(関東経済産業局) ※新潟会場・長野会場はありません
 - ※各会場におけるお申込み、詳細パンフレットは下記URL(関東経済産業局HP)をご覧ください。 http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shiene/20120413_ene_seminar.html

会場名	日時	場所	定員
東京会場(午前)	平成24年5月16日(水) 10:00~12:30	日本青年館ホテル3階国際ホール(新宿区)	200名
東京会場(午後)	平成24年5月16日(水) 13:30~16:00	日本青年館ホテル3階国際ホール(新宿区)	200名
茨城会場(1)	平成24年5月17日(木) 13:30~16:00	日立地区産業支援センター1階大研修室(日立市)	200名
茨城会場(2)	平成24年5月18日(金) 13:30~16:00	茨城県土浦合同庁舎本庁舎3階第1会議室(土浦市)	140名
新潟会場	平成24年5月18日(金) 13:30~16:00	新潟市音楽文化会館大ホール(新潟市)	500名
埼玉会場	平成24年5月21日(月) 13:30~16:00	さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂(さいたま市)	500名
神奈川会場	平成24年5月23日(水) 14:00~16:30	川崎市産業振興会館ホール(川崎市)	390名
栃木会場	平成24年5月24日(木) 13:30~16:00	栃木県総合文化センターサブホール(宇都宮市)	500名
山梨会場	平成24年5月25日(金) 13:30~16:00	かいてらす(山梨県地場産業センター)大ホール(甲府市)	400名
群馬会場	平成24年5月28日(月) 13:30~16:00	前橋テルサホール(前橋市)	500名
千葉会場	平成24年5月29日(火) 13:30~16:00	千葉県文化会館小ホール(千葉市)	250名
長野会場	平成24年5月30日(水) 13:30~16:00	ホクト文化ホール小ホール(長野市)	300名
静岡会場	平成24年5月31日(木) 13:30~16:00	三島市民文化会館小ホール(三島市)	350名

お問い合せ先



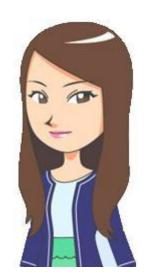
再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する最新の情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

ツイッターでの発信も行っておりますので是非ご利用いただければと思います。

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/

買取制度



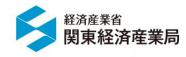


買取制度についてのお尋ねは、下記まで 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室 又は 関東経済産業局 エネルギー対策課

お問い合わせ専用窓口

0570 - 057 - 333

受付時間9:00~20:00



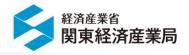
追加資料

再生可能エネルギー特別措置法 パブリックコメント概要



平成24年5月 関東経済産業局 エネルギー対策課

再エネ特措法のパブリックコメントについて



電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の施行に当たり、法の規定に基づき定めることとされている政令・省令・告示事項等について、パブリックコメントを実施します。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集を致しますので、忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

- 〇意見募集期間(意見募集開始及び終了日) 平成24年5月16日(水)~平成24年6月1日(金) 17:00必着
- ○詳細は、次のホームページをご確認下さい。

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/

買取制度



○意見公募の対象事項

- I. 平成24年度の調達価格及び調達期間
 - 1. 調達価格等に関すること
- Ⅱ. その他法の規定に基づき法施行に向けて定める必要のある事項
 - 1. 特定契約の締結・接続に関すること
 - 2. 再生可能エネルギー発電設備の認定等に関すること
 - 3. 交付金及び納付金に関すること
 - 4. 賦課金の特例に関すること
 - 5. その他

調達価格・期間等について (1/2)



調達価格等算定委員会のとりまとめでは、調達価格・期間の案は以下のようになっております。今後、本案についてパブリックコメント等を経て大臣告示という形で決定します。



太陽光	10kW以上	10kW未満
調達価格	40円(+税)	42円
調達期間	20年間	10年間



風力	20kW以上	20kW未満
調達価格	22円(+税)	55円(+税)
調達期間	20年間	20年間



水力	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
調達価格	24円(+税)	29円(+税)	34円(+税)
調達期間	20年間	20年間	20年間



地熱	15, 000kw以上	15, 000kw未満
調達価格	26円(+税)	40円(+税)
調達期間	15年間	15年間





バイオマス	メタン発酵 ガス化発電	未利用木材 燃焼発電 (* 1)	一般木材等 燃焼発電 (* 2)	廃棄物 (木質以外) 燃焼発電 (*3)	リサイクル 木材燃焼発電 (* 4)
調達価格	39円 (+税)	32円 (+税)	24円 (+税)	17円 (+税)	13円 (+税)
調達期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間

- (*1)間伐材や主伐材であって、後述する設備認定において未利用であることが確認できたもの に由来するバイオマスを燃焼させる発電
- (*2)未利用木材及びリサイクル木材以外の木材(製材端材や輸入木材)並びにパーム椰子殻、 稲わら・もみ殻に由来するバイオマスを燃焼させる発電
- (*3)一般廃棄物、下水汚泥、食品廃棄物、RDF、RPF、黒液等の廃棄物由来のバイオマスを燃焼させる発電
- (*4)建設廃材に由来するバイオマスを燃焼させる発電

設備認定について (1/4)



再生可能エネルギー特措法に基づき、再生可能エネルギーの電気を売電する場合、経済産業大臣の設備認定が必要になります。

パブリックコメントでは設備認定の要件として、以下の案を提示しております。

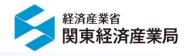
- (i)調達期間中、安定的かつ効率的に発電することができる設備であること
- (ii) 電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量を透明かつ公正に計ることができる設備であること (((

(iii) 発電に用いる設備が具体的に特定されていること

【電源共通に設ける基準】

- 1. 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を維持できるようなメンテナンス体制が常時国内に確保されていること(メンテナンス体制を示す書類(※)を添付すること)。
 - ※ 当該設備のメンテナンスをメーカーや外部に行わせる場合には、当該メーカーや外部に国内メンテナンス体制が整備されていること、問題が生じてから3ヶ月以内に修理作業を開始できること、それぞれを証明する書面をいう。
 - また、発電事業者自らがメンテナンスを行おうとする場合には、上記と同様の対応が可能であることを説明したメンテナンスを行う社内体制(技術者の配置状況)を証明する書面をいう。
- 2. 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること(配線図及び構造図を添付すること)。
- 3. 発電設備の内容が具体的に特定されていること(製品の製造事業者及び型式番号等当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類、又は、設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること)。
- 4. 次年度以降の調達価格の算定のため、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、当該設備の設置にかかった費用(設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等)の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を虚偽なく記録し、かつ、定期的に提出すること。

設備認定について (2/4)



【電源ごとに設ける基準】



太陽光発電

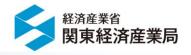
- 10kW未満の太陽光発電設備については、これまでの国による補助金の受給要件として活用されてきた実績を踏まえ、JIS基準(JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2)又はJIS基準に準じた認証(JET(一般財団法人電気安全環境研究所)による認証を受けたもの、又はJET相当の海外の認証機関の認証)を得ていること。
- 10kW未満の太陽光発電設備については、余剰配線(発電された電気を同一需要場所の電力消費に充て、残った電気を電気事業者に供給する配線構造)となっていること。
- 事業者が複数の住宅に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合にあっては、①各住宅について全量配線(発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造)となっていること。②各住宅の屋根の賃借に係る契約書を添付すること。
- 太陽光パネルのモジュール化後のセル実効変換効率が以下のパネルの種類に応じて、 それぞれ定める変換効率以上のものであることについて確認できるものであること。

シリコン単結晶系 13.5%以上

シリコン多結晶系 13.5%以上

シリコン薄膜系 7.0%以上

化合物系 8.0%以上



【電源ごとに設ける基準】



風力発電

• 20kW未満の小型風力については、JIS基準(JISC1400-2) 又はJIS基準に準じた 認証(JSWTA(日本小形風力発電協会)が策定した規格の認証又はJSTWA認証相当 の海外の認証機関の認証)を得ていること。



水力発電

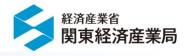
- 設備の出力(複数の発電機により発電設備が構成されているときは当該発電機の出力の合計)が3万kW未満であること(当該事実を証明のための書類として、電気事業法に基づく電気工作物の工事計画届出書の写し等発電出力が確認できるものを添付すること)。
- 揚水式発電ではないこと(夜間電力を使って水を汲み上げる方式であり、再生可能エネルギーとはいえない)。



地熱発電

• 特段、地熱発電個別の要件は設けないこととする。

設備認定について (4/4)



【電源ごとに設ける基準】



バイオマス発電

- 使用するバイオマス発電のバイオマス比率を正確に算定できる管理体制を整備するとと もに、燃料の使用量、発熱量等の算定根拠を帳簿に記載しつつ発電し、毎月1回当該バイオマス比率を算定できる体制を整えること。
- 使用するバイオマス燃料について、その利用により、当該バイオマス燃料を活用している既存産業等への著しい影響がないものであること。
- 既存産業への影響を判断するため、また、適用する調達区分を判断するため(※)、使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること(異なる複数の調達区分が存在する木質バイオマス(リサイクル木材を除く)を燃焼する発電については、グリーン購入法に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を当該出所を示す書類として添付すること。)。
 - ※なお、バイオマス発電については、その燃料種により適用される調達価格が異なることから、添付書類により、当該バイオマス燃料がどの調達区分のものであるかを判断できない場合には、調達価格が最も低いリサイクル木材の価格を適用することとする。

賦課金の減免措置について



再生可能エネルギー特措法では、以下のケースに該当する場合に限り 再生可能エネルギー賦課金の減免措置があります。

ケース1: (法第17条) 電力使用量が極めて大きい事業者

- 製造業に属する事業者にあっては、
 - 売上高千円当たりの電力使用量(kWh)(以下単に「原単位」という)が、製造業における平均値の8倍を超える事業を行う事業者であって
 - ・当該事業を行う事業所が、年間の政令で定める電力使用量以上の電気の使用がある場合、

当該事業所は、その認定を受けることによって、支払いが必要となる賦課金の8割若 しくはそれ以上の金額について減免されること

▶ なお、製造業以外の業種については、その原単位が、製造業以外の業種における平均値の政令で定める倍率を超える事業を行う事業者の事業所を、同様に対象とすること

このため、こうした減免対象となる事業所を認定するために必要な条件について、法の 規定に基づき、政令等を定める必要がある。

ケース2: (法附則第9条) 東日本大震災の被災者

東日本大震災により著しい被害を受けた電気の使用者で、政令で定めるものも、法の施行後9か月間、賦課金が免除されることとなっており、この政令も定めることが必要である。

賦課金の減免措置について(減免認定 (1/3))



ケース1の詳細

製造業以外の業種に属する事業に係る、賦課金の特例を受けることができる平均原単位の倍数を、製造業の平均原単位の8倍と同水準の値となる倍数とする(下記の表参照)。

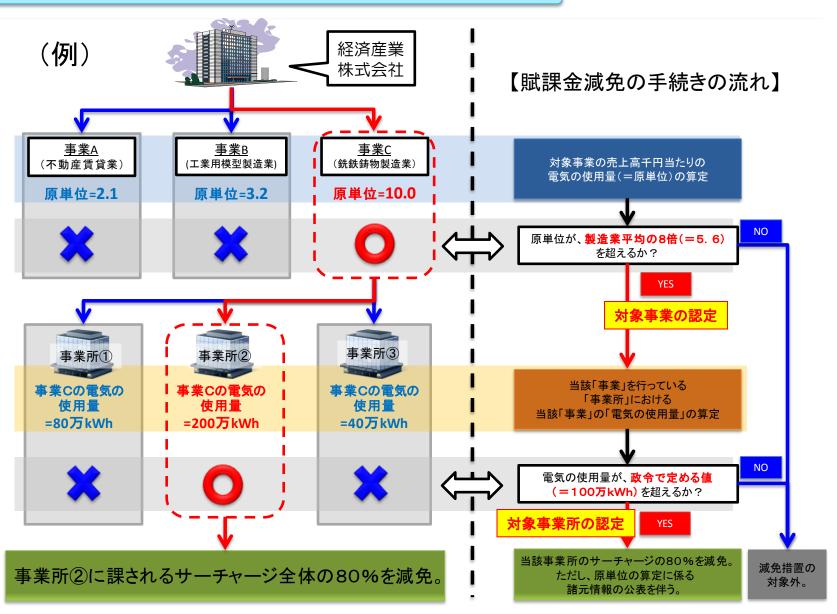
	平均原単位 (売上高(千円)当たりの 電気の使用量(kWh))	特例の対象となる原単位水準
製造業に属する事業	0. 7	5.6(8倍※1)
製造業以外の業種に属する事業	0. 4	5. 6(14倍※2)

- ※1...法第17条第1項において8倍と規定されている。
- ※2...法第17条第1項において政令で定める倍数と規定されている。
- 賦課金の特例を受けることができる事業所の当該事業に係る年間の電気の使用量を、 100万kWhとする。
- 賦課金の特例に係る認定を受けた事業所に対し請求できる賦課金の減免割合は100分の80とする。

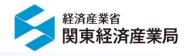
賦課金の減免措置について(減免認定 (2/3))



減免の手続き(製造業におけるサーチャージ減免の適用イメージ)



賦課金の減免措置について(減免認定 (3/3))



減免の認定に関する根拠とすべき期間

法第17条第1項の認定を受けようとする者は、平成24年度分については、平成23年12月31日までに会計を締めた直前の事業年度に関する売上高及び電気の使用量に基づいて申請を行うものとする。

また、平成25年度分については、平成24年3月31日までに会計を締めた直前の 事業年度に関する売上高及び電気の使用量に基づいて申請を行うものとする。

減免の認定に関する申請等の期限

法第17条第1項の認定を受けようとする者は、特例の適用を受けようとする年度の前年度の11月末日までに申請を行うこととする。ただし、平成24年度分については、6月29日までに申請を行うこととする。

法第17条第1項の認定を受けた電気の使用者は、原則として特例を受けようとする年度の前年度の2月1日までに当該認定を受けたことを認定書(写)等により電気事業者に申し出ることとする。ただし、平成24年度分については、認定を受け次第速やかに申し出ることとする。

賦課金の減免措置について(東日本大震災による減免)



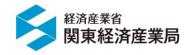
ケース2の詳細

東日本大震災により著しい被害を受けた電気の使用者に対する減免

以下の二つのいずれかの要件を満たす場合には、法律の施行以降、9ヶ月分の法に基づく賦課金及び太陽光発電の余剰電力買取制度における太陽光発電促進付加金について 免除することとする。

- 東日本大震災により、罹災証明を受けた方 (罹災証明書を持参の上、電力会社への申し出が必要。)
- 福島原子力発電所の事故に伴い、避難指示区域等から避難された方 (避難先の電力会社への申し出が必要。)
- ※ ただし、避難指示区域等では、あらかじめ免除されますので申し出は不要。

お問い合せ先



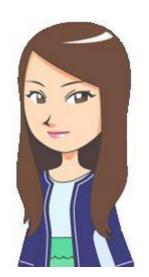
再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する最新の情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

ツイッターでの発信も行っておりますので是非ご利用いただければと思います。

URL: http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/

買取制度





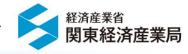
買取制度についてのお尋ねは、下記まで 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室 又は 関東経済産業局 エネルギー対策課

お問い合わせ専用窓口

0570 - 057 - 333

受付時間9:00~20:00

【減免認定のみ】再生可能エネルギー固定価格買取制度説明会



関東経済産業局では、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における、 賦課金の減免認定に関して、書類の作成方法等実務的な内容の説明会を以下の とおり開催いたします。

減免認定申請を予定している事業者の方は、是非この機会をご活用ください。

※申込みについては下記URL(関東経済産業局HP)をご覧ください。

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/20120531koteikaitori_setsumeikai.html

回数	日時	場所	定員
第1回	平成24年6月21日(木) 10:00~11:00	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 1階多目的室	100名
第2回	平成24年6月21日(木) 13:30~14:30	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 1階多目的室	100名